

省 令

○総務省令第八十七号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十五日 総務大臣 山本 早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第六十二項第一号及び第二号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項に次の四号を加える。

三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の十七第一項の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する心答

四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の十八の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の三十七第一項の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する心答

六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の三十八の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

附 則  
この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第八十八号

電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十五日 総務大臣 山本 早苗

無線設備規則の一部を改正する省令  
無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の三の第二項中（変調方式が四値周波数変調であるものを除く。）を削り、次の各号に定める「を」に「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「次の各号の」を「次に掲げる」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第一号

経済産業省  
薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十五日 総務大臣 山本 早苗

経済産業大臣 宮沢 洋一

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二十号第四号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、第二十三号の二の第二項「を」を「第二十三号の二の第二十三第一項」に改める。

附 則

この省令は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

○厚生労働省令第二百二十九号  
薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、並びに予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一号及び第十四条第三項の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十五日 厚生労働大臣 塩崎 恭久

予防疫種法施行規則の一部を改正する省令  
予防疫種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七條の次に次の二條を加える。  
（独立行政法人医薬品医療機器総合機構への報告）  
第七條の二 法第十四條第三項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について速やかに行つものとする。

一 被接種者の氏名、性別、生年月日、接種時の年齢及び住所  
二 報告者の氏名並びに報告者が所属し、又は開設した医療機関の名称、住所及び電話番号  
三 被接種者が報告に係る予防疫種を受けた期日及び場所

四 報告に係る予防疫種に使用されたワクチンの種類、製造番号又は製造記号、製造販売業者の名称及び接種回数  
五 予防疫種を受けたことによるものと疑われる症状並びに当該症状の発症時刻及び概要  
六 その他必要な事項

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構による情報の整理に係る情報の提供）  
第七條の三 厚生労働大臣が法第十四條第一項の規定により独立行政法人医薬品医療機器総合機構に法第十三條第三項に規定する情報の整理を行わせる場合において、同条第四項によりワクチン製造販売業者（同項に規定するワクチン製造販売業者をいう。以下この条において同じ。）に対し同条第三項に規定する調査を実施するため必要な協力を求めるときは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構は、当該調査を行うために必要限度において、ワクチン製造販売業者に對し、法第十四條第三項の規定により報告された情報（被接種者の氏名及び生年月日を除く。）を提供することができる。

附 則  
この省令は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

○厚生労働省、農林水産省、令第一号  
経済産業省、国土交通省  
薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、工業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十五日 厚生労働大臣 塩崎 恭久  
農林水産大臣 西川 公也  
経済産業大臣 宮沢 洋一  
国土交通大臣 太田 昭宏

工業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する省令（昭和五十五年通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、第二十三号の二の第二項「を」を「第二十三号の二の第二十三第一項」に改める。

第十一号第三号中「薬事法第二十三号の二第一項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三号の二の第二十三第一項」に改める。

附 則  
この省令は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

○経済産業省令第五十九号  
計量法（平成四年法律第五十一号）及び計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十五日 経済産業大臣 宮沢 洋一  
計量法施行規則の一部を改正する省令  
計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第九十一条の四第四号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、第二十三号の二第一項「を」を「第二十三号の二の第二十三第一項」に改める。

附 則  
この省令は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。